

書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出

郵便等による参加意思確認書等の提出を希望する場合は、上記(1)あてに提出すること。

- ③ 上記①及び②以外の方法による参加意思確認書等の提出を希望する場合には、上記(2)に示す参加意思確認書等の提出期限までに上記(1)の申込先に連絡すること。

7. 参加意思確認書等の無効

次の各号に該当する参加意思確認書等は無効とする。

- (1) 上記2. に示した参加資格を有していない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した参加意思確認書等。
- (2) 参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない参加意思確認書等（代理人又は復代理人（以下、代理人又は復代理人を「代理人等」という。）が参加する場合は、参加者の氏名のほか代理人等の氏名を併せて記入すること。）。
- (3) 記載内容を訂正した参加意思確認書等であって、その訂正について参加者又は代理人等が訂正したことが明らかでない参加意思確認書等。
- (4) 参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない参加意思確認書等。
- (5) 参加意思確認書等の日付が不明確である、あるいは参加意思確認書等の提出期限より後の日付が記載された参加意思確認書等。

8. 契約者の決定方法

応募の結果、応募要件を満たすと認められる参加希望者が複数者いる場合にあっては、一般競争入札による契約手続きを、また、1者であった場合はその者との随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

9. その他

- (1) 参加者は、業務の一部を再委託する場合には、契約締結後速やかに「業務委託承認申請書」を提出し、承認を受けること。なお、再委託の相手からさらに第三者に委託が行われる場合も同様とする。
- (2) 上記6.(4)に規定する書類を提出し、審査に合格した場合であっても、再委託の内容について契約締結後にすべてを受け入れることを確約するものではないことに留意すること。
- (3) 契約にあたって、契約保証金の納付は、全額免除とする。
- (4) 郵便等による参加意思確認書等を送付する場合には、封筒に『「酸素透過率測定装置の賃貸借一式」の参加意思確認書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記6.(2)の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

参加意思確認書

令和 年 月 日
(確認書提出日)

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は
会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

令和8年6月23日付「酸素透過率測定装置の賃貸借一式」に関する公募について、条件を全て満たすので参加を申し込みます。

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

(※名刺を添付することで、記載を省略することができる。)

委任状

令和 年 月 日
(委任状提出日)

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人 住 所

所属(役職)

氏 名

当社は _____ を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 委任事項 (1) 「酸素透過率測定装置の貸貸借一式」に係る参加申込に関する一切の権限
(2) 復代理人の選任

2 委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(委任状提出日 ~ 参加意思確認書提出日)

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

(※名刺を添付することで、記載を省略することができる。)

以上

委任状

令和 年 月 日
(委任状提出日)

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会 社 名

代理人氏名

復代理人 住 所

所属(役職)

氏 名

私は _____ を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 委任事項 「酸素透過率測定装置の賃貸借 一式」に係る参加申込に関する一切の権限
- 委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(委任状提出日 ~ 参加意思確認書提出日)

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

(※名刺を添付することで、記載を省略することができる。)

以上

指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日
(申出書提出日)

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

令和8年6月23日付「酸素透過率測定装置の賃貸借 一式」に関する公募に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本公募に参加いたしません。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

(別添)

役員等名簿

法人(個人)名: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和 年 月 日
(申請書提出日)

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
又は
会 社 名
代表者氏名

業務の一部再委託の内容

○ 件名 : 酸素透過率測定装置の賃貸借 一式

○ 委託予定先の内容

名 称			
本 店	所 在 地		
	電 話 番 号	社 員 数	
代 表 者	役 職		
	氏 名		
設 立 年 月 日			
企 業 概 要			
委託予定の業務内容			
委託の必要性			

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

(注 意 事 項 等)

- 1 公募に参加する者は、本件公募に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、参加意思確認書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。
- 2 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 3 「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。
- 4 業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成13年1月6日最高情報セキュリティ責任者決定）第4部に基つき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 5 再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。
- 6 契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。

令和 年 月 日
(申請書提出日)

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

(申請者)
住 所
氏 名
又は
会 社 名
代表者氏名

業 務 委 託 承 認 申 請 書

酸素透過率測定装置の賃貸借 一式に関する契約の第9条に基づき、次のとおり申請する。

○ 委託予定先の内容

名 称			
本 店	所 在 地		
	電 話 番 号	社 員 数	
代 表 者	役 職		
	氏 名		
設 立 年 月 日			
委 託 開 始 年 月 日			
委 託 金 額 (円)			
拠 点	名 称		
	開 始 年 月 日		
	所 在 地		
	電 話 番 号	社 員 数	
委 託 予 定 の 業 務 内 容			
委 託 の 必 要 性			

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

○処理整理欄 (処理決定日： 年 月 日)

審査年月日	審査結果	承認又は不承認の理由	審査担当整理欄
担 当 課 ・ ・	承認・不承認		
会 計 課 ・ ・	承認・不承認		

※ 「処理整理欄」は、記載しないこと。

(注 意 事 項 等)

- 1 申請者は、契約締結後、速やかに業務委託承認申請書を提出すること。
なお、企画競争などの技術評価を行って業者を決定する場合は、事前に技術力の確認のため、申請書の提出を求める場合がある。
- 2 「委託金額 (円)」については、業務委託先との契約金額を記載すること。
- 3 「拠点」において、当該法人が複数の拠点を有する際には、代表的な名称のみを記載し、同所在地欄にその拠点数を記載すること。
- 4 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 5 業務委託承認申請書には、委託先業者の資格審査等級決定通知書の写しを添付すること。
- 6 業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成 13 年 1 月 6 日最高情報セキュリティ責任者決定）第 4 部にに基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 7 業務委託承認申請書の内容に関し、当省から説明若しくは資料の提出を求められた場合は、それに応じること。
- 8 委託開始年月日前までに不承認の連絡がない場合には、承認があったものとみなす。
- 9 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに書面により連絡すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と、【参加者】 (以下「乙」という。) とは、次の条項により「酸素透過率測定装置の賃貸借 一式」に関する契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

(本契約の目的)

第2条 乙は、甲に対し次の各号に定める業務 (以下「本業務」という。) を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

- (1) 別紙2「仕様書」 (以下「仕様書」という。) に記載する物品等 (以下「本物品」という。) の賃貸借等 (機器等の賃貸借、プログラム・プロダクト及びこれに関連するマニュアル等の資料の使用権の許諾を含む。)
- (2) 第16条に規定する保守
- (3) 本物品の搬入、据付調整 (配線工事等を伴うものにあつては、当該工事等を含む。) 及び撤去
- (4) その他乙が行う本契約履行のための一切の業務

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

(賃貸借期間)

第4条 本契約の賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は、 円 (内消費税額及び地方消費税額 円) とし、月額賃貸借料は、 円 (内消費税額及び地方消費税額 円) とする。

- 2 本契約の始期又は終期が月の途中となるときは、その月の賃貸借料等は、前項の規定にかかわらず、その月の消費税額及び地方消費税額抜きの賃貸借料等にその月の賃貸借料等の期間の日数を乗じその月の暦の日数で除した額に、消費税額及び地方消費税額を加算した金額とする。
- 3 前2項の計算において、一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 4 第1項及び第2項に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 5 契約金額には、本業務及び乙が行う本契約履行の一切の対価が含まれるものとする。

(本契約の特則)

第6条 本契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額 (以下「支払限度額」という。) は、次のとおりとする。

令和8年度 円

令和9年度 円

2 甲は、予算上の都合により必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(契約保証金)

第7条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請け、委託等の禁止)

第9条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。

4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 第2項ただし書にかかわらず、乙は、第26条第2項第13号から第17号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)とすることができない。

6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなるものを要求することができないものとする。

7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の締結する契約を承認したとき。

(2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れない。

(従事者の限定)

第 10 条 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。

- 2 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により第 2 項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

(受注条件の維持)

第 11 条 乙は、本契約が終了するまで仕様書に定める受注者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

- 第 12 条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務、本物品及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
 - 3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
 - 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第 31 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
 - 5 個人情報に関する取扱については、別紙 1 の取扱いを遵守しなければならない。
 - 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第 13 条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督)

- 第 14 条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に、乙の本業務の遂行を監督させ、又は必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
 - 3 甲は、第 9 条第 2 項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第 15 条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。なお、乙から労務費、原材料費又はエ

エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(保守)

第 16 条 乙は、甲が本物品を良好な状態で使用できるよう、定期的に点検・調整等を実施するほか、障害が発生した場合には、速やかに必要な修理を行う等、仕様書に記載する保守の責を負うものとする。

- 2 前項の保守に係る一切の費用は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失により修理又は調整の必要が生じた場合には、乙は、甲に対し、その修理費又は調整費を請求することができるものとする。

(定期検査)

第 17 条 乙は、甲に対し、月毎に当該月中に実施した本業務について、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、報告書の提出を受けた日から 10 日以内に、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）により、本業務につき定期検査（以下「定期検査」という。）を実施しなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する定期検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、定期検査に合格したときをもって当該月分の本業務を完了（以下「本業務の完了」という。）したものとする。
- 5 検査に合格しなかった場合については、乙は、検査職員の指示に従い、検査職員の指定する期間内に本業務を履行し、再度検査を受けなければならない。
- 6 第 3 項及び前項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(随時検査)

第 18 条 甲は、前条に規定する定期検査のほか、必要に応じ、乙の本業務の履行について、検査職員により検査（以下「随時検査」という。）を行うことができるものとする。

- 2 前条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、本条において準用する。

(契約金額の請求及び支払)

第 19 条 乙は、当該月分の本業務の完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、甲に対して完了した本業務に相当する金額の支払を甲に請求するものとする。

- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から 30 日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
- 4 前項の期限内に甲の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」の定めるところによる。

(契約終了後における説明等)

第 20 条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出

を求められたときは、これに応じなければならない。

(善良な管理者としての義務)

第 21 条 甲は、本物品（複製物等を作成した場合には、それらを含む。この条において同じ。）の保持等につき、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、本契約に基づく本物品の賃借権（プログラム・プロダクトの使用権を含む。）を第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

3 甲は、乙から別途使用権の許諾を得た場合を除き、本契約により使用権の許諾を受けたプログラム・プロダクトを本物品以外の機器において使用することはできないものとする。

(損害保険)

第 22 条 乙は、事故等があった場合にも本契約の履行が可能となる範囲で賃貸借物件に対する損害保険を乙の負担により付保するものとする。

(納入物品の品質保証)

第 23 条 乙は、納入物品が甲において仕様書記載の使用目的に使用されることを認識し、かつ、納入物品を甲があらかじめ承認した条件下での乙の定める使用環境下において、仕様書記載の性能、機能等の品質（以下「納入物品の品質基準」という。）を発揮するものであること、さらに、納入物品の品質基準に障害が生じた場合には、国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、このような認識のもとで、納入物品の品質基準を甲に対して保証するものとする。

(知的財産権等の権利侵害)

第 24 条 乙は、納入物品に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む知的財産権等（公告又は公開中のものを含む。以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続に限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

(乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反)

第 25 条 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

(1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用

(2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能、機能しか

發揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用

(3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。

5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解 除)

第26条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

(2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(4) 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。

(5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。

(6) 第17条及び第18条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。

(7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第25条に規定する甲の請求に応じないとき。

(8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。

(9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

(10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

(11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

- (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前2項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

- 第27条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第28条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を

行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第31条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

- 第30条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者(甲と契約関係にある公認会計士等を含む。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
 - 4 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第31条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

- 第31条 乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第32条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)」に定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第33条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

- 第34条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第 35 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第 36 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第 37 条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 3-1-1
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長
○○ ○○

乙 【 参 加 者 】

個人情報に関する取扱い (第12条第5項)

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。)として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等(以下「事故等」と言う。)故意、過失を問わない。)を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理(以下「保管等」と言う。)の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行

に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

仕 様 書

1. 調達物件

- (1) 酸素透過率測定装置
- (2) 保守業務

2. 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

3. 納入場所

財務省関税中央分析所（千葉県柏市柏の葉6-3-5）（以下「当所」という。）の庁舎内

4. 仕様

(1) 酸素透過率測定装置

- ① JIS K7126-2 に準拠したものであり、等圧式によって酸素透過率を測定するものであること。
- ② テストセル数を2個以上用意していること。
- ③ テストセル面積が50cm²以上であること。
- ④ 低バリアーフィルムに対応できるよう、約5cm²のアダプター、又は約5cm²のマスクを用意すること。
- ⑤ 測定を迅速化するため、各テストセルが独立してサンプルフィルムの出し入れができること。
- ⑥ 設置環境において、温度が22±2度、湿度が20～80%で測定できること。
- ⑦ 試験温度範囲は10～40℃、試験湿度範囲は、0～90%RHであること。
- ⑧ 酸素の検出がクーロメトリックセンサーであること。
- ⑨ 測定装置における酸素透過率の測定限界（下限）が0.1cc/m²/day以下であり、測定限界（上限）が200cc/m²/day以上であること。
- ⑩ 酸素透過率の測定値の変動幅が±10%以内であること。
- ⑪ テストガスとして酸素ガス（純度99.9%以上）を使用し、キャリアガスとして高純度窒素ガス（純度99.995%以上のもの）、又は混合ガス（98%窒素+2%水素）を使用するものであること。
- ⑫ 測定データが装置内部に保存されること。または、コンピュータを使用する場合は、測定データがコンピュータ内部に保存されること。なお、コンピュータのOSはWindows10以降のバージョンを採用し、装置に対しインターフェース等を接続して制御可能であり、CPUはIntel Core i7-8700と同等以上、メモリは16GB（8GB×2）以上、ハードディスクは、容量1TB以上、書き込み可能なDVDドライブ（最

大 16 倍速) を有し、ディスプレイは 20 インチ以上、キーボード及びマウスを付属し、USB ポート有し、装置を制御するためのソフトウェアを有すること。

- ⑬ 測定データは、PDF ファイル及び CSV ファイルにて出力できること。
- ⑭ USB メモリ用のポートを有すること。
- ⑮ 本製品は、AC100V、50Hz で動作可能であること。
- ⑯ その他本仕様に必要な消耗品として、酸素透過率標準フィルム (45cc/m²/day、10cc/m²/day、2cc/m²/day 程度のもの) を付属すること。

(2) 保守業務

調達物件については賃貸借期間中、保守業務を受けられるものとする。なお、保守業務については、以下のイからハに掲げる仕様を満たすものであること。

イ. 以下の内容を年 1 回実施すること。異常を発見した場合には、速やかに修理するとともに再度、該当箇所について点検を行うこと。

- ① 酸素透過率標準フィルムにより、標準との測定誤差が 10%以内になるように機器調整を行うこと。
- ② テストガス及びキャリアガスに対するリークチェックを行い、それぞれの流量が 9ml/min±3mlm/min 以内に収まるように調整すること。
- ③ 上記①及び②の他、当該装置の適正な稼働の確保に必要な点検等を実施すること。

ロ. 保守業務期間内において、電磁弁の交換を 1 回実施すること。

ハ. 上記点検のほか、装置に不具合があった場合は、当所からの連絡後速やかに技術者を派遣し、必要な点検・修理に対応すること。なお、部品交換が必要な場合は使用者と協議すること。

ニ. 上記イの保守における部品等は、納入者の負担により用意するものとする。ただし、使用者が不適切な方法をもって使用した場合による故障については、使用者負担とする。

5. その他

(1) 本装置は、プラスチックフィルム等からなる気密容器について、分析試料である当該フィルム等に酸素ガスを流し、フィルムを透過した酸素分子を検出し酸素量を測定することで、気密容器の気密性を確認するために調達するものである。

(2) 本装置の搬入、据付及び調整は納入者が行うこととし、各システムの設置及び接続については、当所担当者の指示に従うこと。

(3) 本装置及び制御部の搬入、据付及び調整において、ガス管等の必要部品は、納入者が負担すること。ただし、ガス、ガスボンベ及びレギュレーターは当所で用意する。

(4) 契約期間満了後における本装置の撤去及び設置時に実施した工事等に対する原状回

復を実施すること。

- (5) 本仕様に記載が無い不具合、不良箇所が発見された場合は、速やかに協議に応じること。
- (6) 日本語または英語の取扱説明書を用意すること。
- (7) 上記(1)から(6)までの費用一切については、納入者が負担すること。
- (8) 本契約の履行に当たってディーゼル自動車を使用する場合には、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出を抑制する条例(平成14年3月26日千葉県条例第2号)を遵守すること。
- (9) 本契約の履行において使用し、又は、使用される自動車の自動車保険証(車検証)の提示を求めた場合、速やかに提示すること
- (10) その他、本仕様に定めのない事項については、当所と協議の上、対応すること。